



イルプラザ・カルチャーセンター 秋の講座



	講座名	期間・回数	内容	講師	受講料	材料費等	持ち物
昼	シルクスクリーン 定員20名	11月9日～12月14日 ※11月23日は休み (毎週金曜日 全5回) 午後1時30分～3時30分	シルクスクリーンを使って 年賀状を作りましょう!	林 保 先生	1,000円	実費	鉛筆(4B) 定規 消しゴム ほか
	「諏訪の歴史」 入門講座 定員40名	11月7日～12月12日 (毎週水曜日 全6回) 午後1時30分～3時30分	諏訪地域の学芸員等6名が それぞれの専門分野を生かし 「諏訪の歴史」をわかりやす く興味深くご案内します。	諏訪地域の学 芸員等6名	無料	—	筆記用具
夜	アートで自己表現 ～アートセラピー～ 定員20名	11月7日～12月5日 (毎週水曜日 全5回) 午後7時～9時	アートと言っても上手・下手 は関係ありません。絵を描 きながら自分の性質を探り、 日常生活をより豊かに送る ためのヒントを見つけます。	山田千津子 先生	1,000円	300円	クレヨン 色鉛筆等 古新聞

申込み受付 10月6日(土) 午前9時～ 昼、夜の部ともに先着順で受付開始

☆受講料、材料費等を添えて、カルチャーセンター窓口でお申し込みください。(おつりのないようお願いします)

☆受付初日は電話による申込みはご遠慮ください。

◎託児をご希望の方は受付時にお申し出ください。

問合せ イルプラザ・カルチャーセンター ☎24-8401

湊成人学校

みなさんの参加をお待ちしています

中国茶入門

お土産でもらった中国茶は眠っていませんか?中国茶の香りは癒しを与えてくれます。この機会に中国茶の魅力に触れてみましょう。気軽に参加してみましょう。

期間 10月10日～24日 毎週水曜日 全3回

時間 午後7時～8時30分

定員 15名

講師 中国茶教室「好茶工房」
はおちゃ
主宰 林 圭子先生

受講料 1,000円

材料費 1,500円(3回分)



木のオカリナ(ユカイナ)を作って、吹いてみよう

「ユカイナ」とは「木のオカリナ」のことです。ユカイナの持つ音色を体験してください。自分で作った楽器で演奏すれば楽しみもまた違います。初心者の方大歓迎です。

期間 10月12日、19日、26日、11月9日、16日

毎週金曜日 全5回

時間 午後7時～8時30分

定員 15名

講師 工房YAS 安川 誠先生

受講料 1,000円

材料費 3,000円～4,000円位(組立キット一式)

持ち物 エプロン(製作時に使用)



申込み 9月19日(水) 午前8時30分から10月3日(水) 午後5時30分まで

直接湊公民館窓口か、電話でお申し込みください。定員になり次第締め切らせていただきます。

◇申込み・問合せ 湊公民館 ☎22-2300 ☎23-1598

きのこ狩りに行こう!

今、川岸の山は、きのこや木の実などの自然の産物でいっぱいです。きのこの種類も覚えて、採って、調理して、食べて…さあ!きのこ狩りに出かけよう!!

期日 10月6日(土) 集合 午前7時30分 川岸公民館

定員 20人(先着順)

対象 市内小中学生(保護者の参加もOK!)

参加料 無料(保険料100円)

持ち物 筆記用具、おにぎり、水筒、袋、軍手、帽子、タオル



申込み 9月20日(木) から受付開始!

問合せ 川岸公民館 (23-2200)



受講生
募 集

秋の講座

申込み
問合せ

勤労青少年ホーム

☎23-2201

☎24-3010

受講料等を添えてお申し込みください。
(電話での仮受け付けもします)

対象者…市内在住・在勤の勤労青少年（39歳まで）の方

受講料…1講座 1,000円（材料費等負担の講座有）

会 場…LetsTalk英会話、ボクシング・フィットネス、バレエエクササイズ、
ステップエクササイズ、さわやかクッキング、花風水と癒しの花は勤青ホーム

午後6時～
受付

受付開始日	講 座 名
9月25日(火)～	ゴルフABC、ボクシング・フィットネス、楽しくヨーガ
26日(水)～	ステップエクササイズ、アクアビクス、バドミントン、花風水と癒しの花
27日(木)～	バレエエクササイズ、ピラテス、さわやかクッキング、LetsTalk英会話、パソコン資格講座

「秋を満喫」スポーツ チャレンジ講座

◆ゴルフA・B・C（定員…25名）

期間…10月15日～12月3日（10/8休み）〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時～9時

講師…曾我政実先生・下田武秀先生（市ゴルフ協会）

会場…諏訪レイクサイドグリーン

◆アクアビクス（定員…25名）

期間…10月10日～11月28日〔水曜日・全8回〕

時間…午後6時50分～8時15分

講師…白木真美先生（アクアビクスインストラクター）

会場…市民屋内水泳プール

◆仲間とバドミントン（定員…30名）

期間…10月10日～11月28日〔水曜日・全8回〕

時間…午後7時～9時

講師…市バドミントン協会員

会場…市民総合体育館スワンドーム

「外国語」習得講座

◆LetsTalk英会話（定員…15名）

期間…10月12日～12月7日（11/23休み）〔金曜日・全8回〕

時間…午後7時30分～9時

講師…ケイティ・ドノヴァン先生

（ファーストステップス講師）

「パソコン」習得講座

◆わかる、楽しい、パソコン資格講座（定員…15名）

期間…10月17日～11月21日〔水曜日・全6回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…清水弘志先生（スキルアップスクールパル）

会場…テクノプラザおかや2階IT研修室

「心と体」リフレッシュ 講座

◆ボクシング・フィットネス（定員…30名）

期間…10月15日～12月3日（10/8休み）〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時30分～9時

講師…長矢良子先生（AFAAインストラクター）

◆楽しくヨーガ（定員…30名）

期間…10月15日～12月3日（10/8休み）〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…片桐りよ子先生（シャーンティヨーガ講師）

会場…諏訪湖ハイツ2F大会議室

◆ピラテス（定員…35名）

期間…10月19日～12月7日（11/23休み）〔金曜日・全7回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…長矢良子先生（PFAピラテスコーチ）

会場…市民総合体育館第2B会議室

11/9のみ勤青ホーム体育室

◆バレエエクササイズ（定員…25名）

期間…10月11日～11月29日〔木曜日・全8回〕

時間…午後7時30分～9時

講師…茅野浩美先生（スタジオビーチハウス講師）

◆ステップエクササイズ（定員…25名）

期間…10月16日～12月4日〔火曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…葛城明美先生（エアロビクスインストラクター）

「料理のこころ」味わい講座

◆さわやかクッキング（定員…20名）

期間…10月18日～11月22日〔木曜日・全6回〕

時間…午後7時～9時

講師…今井郁乃先生（管理栄養士）

「花のある暮らし」創作講座

◆花風水と癒しの花（定員…15名）

期間…10月17-31日、11月7-21日〔水曜日・全4回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…亀割成美先生（アトリエひまわり）

平成21年5月までに 裁判員制度がはじまります!

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人などの重大な事件について刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。



裁判員制度

裁判員制度シンボルマーク

裁判員制度導入の目的

主たる目的は、国民のみなさんの感覚を裁判に反映させることです。また、裁判員制度の導入による国民のみなさんの負担をできる限り軽減するため、裁判を早く進めるために集中的に審理するほか、分かりやすい裁判となるよう、図を用いるなどの工夫をします。国民のみなさんが刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながることを期待されています。

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

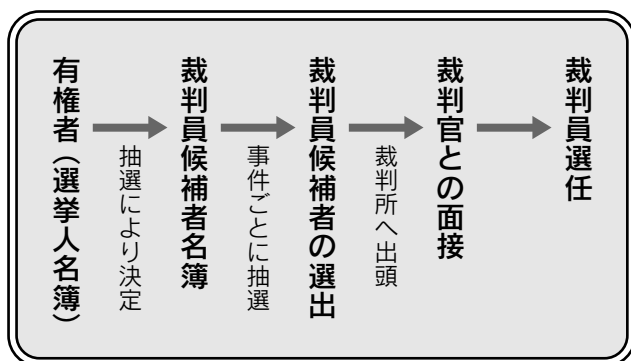
- ①候補者の名簿を作成します。毎年12月ごろに、翌年の名簿を作ります。
- ②名簿に載った方にその旨を通知し、調査票の送付をします。

裁判の6～8週間前になると

- ③事件ごとに、名簿の中からくじで裁判員候補者を選びます。
- ④候補者に呼出状・質問票を送付します。

裁判の当日には

- ⑤裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続（選任手続）が行われます。
- ⑥裁判員が選ばれます。



裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

- ①裁判官の横にすわって、刑事事件の裁判に参加していただきます。裁判は、原則として毎日連続して開かれます。裁判では、検察官、弁護士、証人、被告人の話を聞き、証拠を見ることになります。裁判員が証人等に質問することもできます。
- ②証拠を見たり、検察官、被告人や弁護人の意見などを聞いたりした後、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に話し合っ（評議）、決定する（評決）ことになります（一つのチームとして）。
- ③評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に行き、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、これで終わります。



裁判員の仕事の日数については、それぞれの事件の内容などにより異なりますが、多くの事件は、数日間ですと見込まれています。1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは、裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考えて、その都度決められていくことになります。通常は、1日に5時間から6時間程度と考えられます。

また、裁判所に来ていただいた日数に応じて日当や交通費が支払われます。裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊費も支払われます。

また、裁判員となるために必要な休みをとることは、法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

裁判員に求められるもの

国民のみなさんは、自分が裁判に関与するということに不安を感じると思います。不安を感じる1番の理由は、法律に詳しくないということだと思います。しかし、裁判員制度導入のそもそもの目的は、専門的な知識ではなく、国民のみなさんの健全な常識により判断していただくということです。ですから、専門家や有識者ではなく、一般の市民から無作為に選ばれるのです。「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続」については、裁判官がていねいに説明することになっています。また、裁判官と一緒に十分に話し合いながら進めますので、裁判員のみなさんが法律に関する知識を持っていることは必要ありません。



裁判員の保護～トラブルに巻き込まれませんか？～

裁判員は、法律で守られていますので、安心してください。裁判員の名前や住所などは、公表しません。話し合い（評議）の際にどの裁判員がどんな意見を言ったかは、明らかにされません。裁判員やその親族を守るための法律が設けられています。さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は、裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

裁判員は、「話し合い（評議）の秘密」を守らなければなりません。それは、裁判の公正さやその信頼を守るためなのです。「話し合い（評議）の秘密」とは、裁判員や裁判官が話し合い（評議）で述べた意見や内容のことなどです。秘密が守られないと批判等をおそれて、率直な意見を言うことができなくなるおそれがあります。また、裁判員としての職務を行う中で知った秘密（事件関係者のプライバシー、裁判員の名前など）も、守らなければなりません。これら裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけでなく、裁判員としての役目が終わったあとも守らなくてはならず、この義務に違反した場合、罰が与えられることがあります。しかし、法廷で見聞きしたことは、話してもかまいません。

くわしくは、長野地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/nagano/> をご覧ください（キーワード「長野地裁」でも検索できます）。